

令和6年度 放課後等デイサービス 夢のつばさ 保護者説明会

令和6年4月24日

次第

- 1 合同会社 夢の根 放課後等デイサービス事業方針
- 2 職員紹介
- 3 令和6年度法改定についてのご説明
 - ①ご利用時間・延長加算について
 - ②放課後等デイサービス個別支援計画書 5領域について
 - ③ご利用料金について・その他の加算について
 - ④施設からのお願い
- 4 災害対策について
- 5 当施設の研修予定
- 6 ホームページについて
- 7 その他
- 8 懇親会

1 合同会社 夢の根 放課後等デイサービス事業方針

当施設では、全ての子どもたちを平等に受け入れ、子どもたちが毎日楽しく過ごせるように、一人一人を大切に育ててまいりたいと思っております。将来の社会生活を見据え、たくましく生きていけるように支援いたします。

日常生活においては、基本動作の習得、及び少しずつ集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況、並びにそのおかれている環境に応じて、適切でかつ効果的な指導や訓練ができるようにします。子どもたち一人一人が生き生きとのびのびと過ごせ、自立していけるように支援していきます。

また、学校や学年、地域の異なる同世代の仲間との交流や保護者や学校の先生以外の大人との関係性の構築や、活動を通してそれぞれが触れ合う中で、利用児童の社会性や協調性を培っていき、その中で主体的な自己表現ができるようにいたします。

子どもたちが安心して通え、保護者の方に快く預けていただけるように、今後も努力してまいりたいと思っております。

2 職員紹介

管理者 関 文雄

児童発達管理責任者 大西 泉

主任 田中 順子

職員 鶴田 由紀代

内尾 芙美佳

羽田野 愛華

3 令和6年度法改定についてのご説明

このたび、厚生労働省（こども家庭庁）より、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定が行われました。その中で主な改定についてお知らせいたします。

（詳しくは、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.htmlをご覧ください。）

①ご利用時間・延長加算について

サービス提供時間

月曜日～金曜日（学校のある日） 13:30～17:30（4時間）

土曜日・長期休暇（学校休業日） 9:00～16:00（7時間）

＜法改定後＞

＊基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（平日3時間・学校休業日5時間）の発達支援に加えて、該当支援前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合は延長（別紙1参照）

＊当施設では下校時間が早い場合には、その時間にお迎えに参ります。

その場合も延長となります。

②放課後等デイサービス個別支援計画書 5領域について

＜法改定後＞

総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

○支援において、5領域を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める(別紙2)

③ご利用料金について・その他の加算について

別紙3をごらんください。

<参考例>

月に平日10日、学校休業日2日をご利用の場合のご請求の例

平日基本単価609単位×10日×10円	60,900 円
学校休業日(基本単価666単位+延長92単位)×2日×10円	15,160 円
合計金額	76,060 円
1割負担額	7,606 円

○その他の加算

・児童指導員等加配加算(36~187単位)

専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や年数に応じて評価

・専門的支援加算及び特別支援加算(49~123単位)

両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について2段階で評価

・関係機関連携加算

- ①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合
- ②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合
- ③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合
- ④就学先の小学校や就職先の企業との連絡調整を行った場合

・送迎加算

1回54単位

・個別サポート加算1

- ①ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合
- ②著しく重度の障害児

・個別サポート加算2

要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所や子ども家庭支援センターと連携し支援を行った場合

・個別サポート加算3

不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携のもと、家族への相談等を含め支援を行った場合

・家族支援加算1(月4回を限度)

居宅を訪問して相談援助等をおこなう場合(1時間以上300単位)
居宅を訪問して相談援助等をおこなう場合(1時間未満200単位)
事業所等での対面(100単位)

オンライン(80単位)

各ご家庭で利用者負担上限月額が違います。

利用者負担上限月額は下記の通りです。

ご利用者負担上限月額を超えることはありません。

(ご利用者負担上限月額より1割負担額が少ない場合には、ご請求金額は、1割負担額となります。)

利用者負担上限月額(ご請求金額)

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得I	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
	市町村民税課税世帯(上記以外)	37,200円

別途かかる費用があります。

おやつ代 1日50円

行事参加のための活動費(入園料・入館料・材料費等)

④施設からのお願い

○土曜日・長期休暇(学校休業日)の開所時間について

その日の朝、行事の準備やミーティング等を行っていますので、9時の開所時間は厳守でお願いしております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○記名のない持ち物が多くございます。今一度記名の確認をお願いいたします。

○おうちで使っているおもちゃ、私物等の持ち込みをご遠慮していただいております。

破損、汚れ等になった場合に弁償できかねますので、ご協力をお願いいたします。

4 災害対策について

災害時につきましては、震度3以上の地震が来た場合、津波警報が発令された場合、火事が起こった場合など、迅速に避難できるよう、各施設避難訓練を行っております。

また、放課後等デイサービス 夢の木、ゆめのね保育園を避難場所として指定し、3日間の生活ができるよう備蓄しております。この避難場所は地域の方にもご利用していただけるように、今後は発電機なども準備する予定です。当施設の詳しい災害対応マニュアルは、ホームページでご覧いただけます。

5 当施設の研修予定

別紙4をご覧ください

6 ホームページについて

虐待防止・身体拘束適正化について、感染対策について、業務継続計画について、安全計画についての研修内容もホームページからご確認いただけます。(研修や委員会開催後、随時アップされますので、まだ閲覧できないものもございます。)

7 その他

○けがの対応について

支援時間内に起こりましたお怪我等に関しましては、保護者の方にご連絡後、病院受診をするかどうかを

一緒に判断させていただきたいと思います。ただし、後頭部を強打した場合、患部が腫れている場合、児童が強く痛みを訴える場合等はすぐに病院に連絡し受診いたします。

送迎後、おうちで様子をみていて、病状や症状が悪化していくようでしたら、病院受診をお願いいたします。

また、病院受診時のお支払いの際には、保険証をお預かりするか、受診先の病院に来ていただき、保険証のご提示をお願いいたします。かかりました費用に関しましては、当施設からお支払いいたします。

（＊保険証を使っの医療費の支払いにしまして、保険証を提示したからとって保護者の方にはご負担はございせん。）

○物損について

児童・生徒が支援中に施設内の物を故意に物損された場合には、基本的には当社が加入している保険を適応いたしますが、何度も同じことをくりかえしてしまう、職員の制止をふりきってしまう等の行為がある場合には、保護者の方にご相談させていただく場合がございます。

また、他児や職員への暴力も同様に、職員の制止をふりきり暴力に至った場合には、ご相談させていただく場合がございます。何卒、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

○保育所等訪問支援事業の開始について

保育所等訪問支援とは、児童福祉法に基づいて、保育所・幼稚園・小学校・中学校・支援学校等に通っているお子さんが集団生活にうまく適応できない場合に、療育の専門の訪問支援員が保育所や学校等に出向いて、お子さんの特性に応じて集団生活への適応のための支援を行うものです。

集団への適応のために必要な訓練などのお子さんへの直接的な支援や、保育所や学校等の先生に対する支援（支援方法に関する情報共有やアドバイス）を行います。

料金に関しましては、放課後等デイサービス等をご利用の場合は、合算され、利用者負担上限月額内となります。放課後等デイサービスとの併用もできます。

詳しくはご相談ください。

別紙Ⅰ 延長加算について

○平日（学校がある日）

0.5時間～1.5時間	基本	574単位
1.5時間～3時間	基本	609単位

3時間以上は延長加算

延長時間0.5時間～1時間	61単位
延長時間1時間～2時間	92単位
延長2時間以上	123単位

○土曜日・長期休暇（学校休業日）

0.5時間～1.5時間	基本	574単位
1.5時間～3時間	基本	609単位
3時間～5時間	基本	666単位

5時間以上は延長加算

延長時間0.5時間～1時間	61単位
延長時間1時間～2時間	92単位
延長2時間以上	123単位

<別紙3>

通所支援料金表

令和6年度

放課後等デイサービス(定員10名) 基本単位/1日

イ:放課後に受入れ	(30分~1時間30分)	574 単位
	(1時間30分~3時間)	609 単位
ロ:学校休業日(長期休暇や土曜日等)に受入れ	(30分~1時間30分)	574 単位
	(1時間30分~3時間)	609 単位
	(3時間~5時間)	666 単位

加算

○延長支援加算		
	(30分~1時間)	61 単位
	(1時間~2時間)	92 単位
	(2時間以上)土曜日・長期休暇のみ	123 単位

○個別サポート加算(Ⅰ)	①ケアニーズの高い障害児に対する支援	90 単位
	②ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害者養成研修修了者を配置した場合	120 単位
○個別サポート加算(Ⅱ) 要保護・要支援児童に対する支援		150 単位
○個別サポート加算(Ⅲ) 不登校児童に対する支援		70 単位

○児童指導員等加配加算		
専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や年数に応じて評価		36~187 単位

○専門的支援加算及び特別支援加算		
両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について2段階で評価		49~123 単位

関係機関連携加算(月1回を限度)		
○関係機関連携加算Ⅰ 保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合		250 単位
○関係機関連携加算Ⅱ 保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合		200 単位
○関係機関連携加算Ⅲ 児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合		150 単位
○関係機関連携加算Ⅳ 就学先の小学校や就職先の企業との連携調整を行った場合		200 単位

家族支援加算（月4回を限度）		
○居宅を訪問して相談援助等をおこなう場合（1時間以上）		300 単位
○居宅を訪問して相談援助等をおこなう場合（1時間未満）		200 単位
○事業所等での対面		100 単位
○オンライン		80 単位

○送迎加算	1 回	54 単位
-------	-----	-------

利用者負担上限月額

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得Ⅰ	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
	市町村民税課税世帯（上記以外）	37,200円

別途かかる費用があります。

おやつ代

行事参加のための活動費（入園料・入館料・材料費等）

別紙4 令和6年 放課後等デイサービス事業 会議・委員会・研修スケジュール
(令和5年1月～令和6年1月)

実施日	内容
1月10日(水)	管理者会議
1月16日(火)	役職会議
1月26日(金)	第一回虐待防止・身体拘束適正化研修
2月5日(月)	管理者会議
2月6日(火)	初任者研修
2月13日(火)	役職会議(マネジメント研修)
3月4日(月)	管理者会議
3月11日(月)	役職会議(新年度にむけて研修)
3月21日(金)	第一回 感染対策研修会・訓練(シュミレーション)
4月1日(月)	管理者会議
4月8日(月)	役職会議(研修 グループワーク)
5月7日(火)	管理者会議
5月13日(月)	役職会議(研修 グループワーク)
5月21日(火)	事例検討会Ⅰ 夢のとびら
5月28日(火)	業務継続計画に伴う研修・訓練
6月3日(月)	管理者会議
6月10日(月)	役職会議(コンプライアンス・ハラスメント防止)
6月18日(火)	放デイ外部研修
6月25日(火)	安全計画に伴う研修・訓練
7月1日(月)	管理者会議
7月8日(月)	役職会議(夏休みにむけての研修)
7月9日(火)	中堅研修
9月2日(月)	管理者会議
9月9日(月)	役職会議(マネジメント研修)
9月17日(火)	事例検討会Ⅱ 夢の木
10月7日(月)	管理者会議
10月15日(月)	役職会議(人事考課)
10月17日(木)	事例検討会Ⅲ 夢の実
11月5日(火)	管理者会議
11月11日(月)	役職会議(グループワーク)
11月19日(火)	事例検討会Ⅳ 夢のつばさ
11月29日(火)	第二回虐待防止・身体拘束適正化研修
11月29日(火)	第二回 感染対策研修会・訓練(シュミレーション)
12月2日(月)	管理者会議
12月9日(月)	役職会議(冬休みにむけての研修)
1月14日(火)	管理者会議
1月20日(月)	役職会議(来年度の準備)
1月28日(火)	事例検討会Ⅴ 夢の葉